

訴 状

平成25年8月2日

地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 (共同代表)
(共同代表)
(地域代表者)

他 名

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

司法修習生の給費制廃止違憲国家賠償等請求事件

訴訟物の価額 金 円

貼用印紙額 金 円

目次

請求の趣旨	6
請求の原因	8
第1章 本訴訟の意義	8
第2章 当事者	10
第1 原告らについて	10
第2 被告について	10
第3章 司法修習及び給費制の憲法的意義	11
第1 日本国憲法下における司法修習の位置づけ	11
1 戦前の法曹養成制度とその弊害	11
2 現憲法下における法曹養成制度	12
第2 給費制下における司法修習について	15
1 新64期司法修習の内容及び修習中の取り扱い	15
2 現行65期司法修習の内容及び修習中の取扱い	16
3 小括	17
第4章 給費制廃止に至る経緯	18
第1 総論	18
第2 裁判所法改正に至るまでの給費制の検討経緯	18
1 司法制度改革審議会における検討	18
2 司法制度改革推進計画における検討	19
3 司法制度改革推本部における給費制の検討	19
第3 裁判所法改正による給費制廃止	20
1 平成16（2004）年裁判所法改正	20
2 平成22（2010）年裁判所法改正	22
3 新65期からの給費制廃止，貸与制移行に至る経過	22
第4 結語	23

第5章	給費制廃止下における原告らの司法修習	25
第1	総論	25
第2	原告らが給費制廃止により置かれた状況について	25
1	司法修習専念義務について	25
2	司法修習に伴う居住地移転について	25
3	修習に必要な経費等の補償がないことについて	26
第3	原告ら新65期司法修習の概要	26
1	司法修習カリキュラムについて	26
2	修習時間等について	27
3	小括	27
第4	原告らの司法修習内容について	27
1	裁判所における修習	27
2	検察庁における修習	28
3	弁護士会における修習	29
4	司法研修所における修習	29
5	その他の修習	30
6	小括	30
第5	給費制廃止，貸与制による原告らの司法修習への影響	31
1	貸与制の概要及びその弊害	31
2	給費制廃止による原告らの司法修習の弊害について	32
3	小括	33
第6	結語	34
第6章	給費を受ける権利	35
第1	司法修習における給費制の意義	35
1	統一修習制度の憲法上の位置づけ	35
2	修習専念義務の憲法上の位置づけ	35

3	給費制の憲法上の位置づけ	36
4	小括	36
第2	司法修習生の身分及び権利制約との関係	37
1	司法修習生の身分	37
2	司法修習に取り組む上で司法修習生に課される権利制約及び必要な対 価・補償	38
3	法曹になるという選択と給費を受ける権利の関係	40
第3	結語	40
第7章	給費制の廃止が違憲無効であること	42
第1	総論	42
第2	給費制廃止による給費を受ける権利の侵害	42
1	司法修習をする上での経済的・生活的側面に対する侵害	42
2	原告らが司法修習に取り組むこと自体に対する侵害	43
3	小括	44
第3	現行65期及び新64期司法修習生との差別による憲法14条違反 ..	44
1	総論	44
2	原告らと現行65期司法修習生及び新64期司法修習生との間におけ る差別	45
3	小括	46
第4	給費制廃止につき何ら合理性がないこと	46
1	総論	46
2	給費制廃止が財政上の目的でなされたものであり不当であること	46
3	法曹養成手段として何ら合理性がないこと	47
4	給費制廃止につき何ら許容しうる論拠がないこと	49
5	給費制廃止は司法制度改革の法曹養成の理念に反すること	50
6	小括	51

第6	結語	51
第8章	平成16年改正前裁判所法による給費支払請求	52
第1	総論	52
第2	原告らが給費請求権を有すること	52
1	給費制廃止が違憲無効であることによる改正前裁判所法に基づく給費支払請求権を有すること	52
2	改正前裁判所法による給費支払請求額について	52
第3	小括	53
第9章	国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求	54
第1	総論	54
第2	国の行為について	54
1	公務員の行為	54
2	違法性及び過失	54
3	小括	55
第3	国の行為による原告の損害について	56
1	逸失利益	56
2	慰謝料	56
3	因果関係	56
4	小括	56
第4	結語	57
第10章	まとめ	58

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は，原告らに対し，各金1万円を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第 1 章 本訴訟の意義

新 6 5 期司法修習生であった原告らは、これまで日本の司法制度を担ってきた裁判官・検察官・弁護士である先輩法曹への敬意を抱くと同時に、今後、司法を担う者として、今日の法曹養成制度や司法制度の在り方について強く危惧している。

本訴訟は、給費制の廃止が司法修習生に対する人権侵害であることを明らかにするとともに、三権の一翼を担う司法制度の意義とそれを支える法曹養成制度の意義を改めて訴え、その在り方を今一度社会に問うものである。

このような本訴訟の意義にかんがみ、この訴訟は、原告ら個々人の給費制廃止下での司法修習において生じた被害の回復にとどまらず、司法制度の維持発展が現実のものとなることを目的とする。すなわち、国は、志ある人材が経済的事情により法曹を目指すことを断念せざるをえない事態を招くことのない法曹養成制度を確立する憲法上の義務を負っている。それによって、国民の権利擁護を担う法曹の多様性を確保しなければならない。そして、国は、将来の法曹を支える人的基盤である司法修習生を十分な環境の下で教育を行う憲法上の義務を負い、その義務の一環として給費制を維持すべきであることを確認するものである。

原告らが、この訴訟に参加したのは、自らの被害回復のみならず、法曹の公共的・公益的使命を自覚して、給費制が司法修習生にとどまらず、社会、国民にとっても重要な意義を有することを訴えるためである。原告らは、志半ばで法曹の道を断念した友人らの声なき声を代弁し、今まさに法曹を目指している者たちへの助力となるべく、自ら様々な困難や葛藤を乗り越え、本訴訟を提起した。

原告らは、すべての新65期司法修習生の救済、そして、多様な人材を確保するという理念をもった司法制度改革を実現し、我が国の司法制度を守るため、新65期司法修習を経た原告らの声に真剣に向き合っていただくことを裁判所に強く望む次第である。

第2章 当事者

第1 原告らについて

原告らは、いずれも、平成23（2011）年11月27日に司法修習を開始した新65期司法修習生である。原告らは、社会正義及び国民の権利擁護の実現という司法権の役割を担うべく法曹を志し、司法試験合格後に司法修習生として研鑽に励んできた者である。

後述のとおり、戦後、裁判官、検察官、弁護士いずれの道に進む者に対しても、同じカリキュラムで養成を行う「統一修習」が行われてきた。この統一修習の開始以来、司法修習生に対しては「給与」が支払われていた（以下「給費制」という。）。しかし、原告ら新65期司法修習の開始以降、給費制が廃止された。原告らは、これに伴い、一切の給費がないという状況で約1年間の司法修習を余儀なくされ、多大な損害を被った。

第2 被告について

被告は、後述のとおり、司法権を担う法曹になる者を、経済的、精神的苦境に追い込むことなく養成し、社会正義及び国民の権利擁護を実現する司法制度を確立する義務を負う者である。

従前、被告は、給費制を実施してきたが、原告らが修習を開始する前に、給費制を廃止した。これにより、原告らは、一切の給費を受けられない状況の下での司法修習を強いられた。

第3章 司法修習及び給費制の憲法的意義

第1 日本国憲法下における司法修習の位置づけ

1 戦前の法曹養成制度とその弊害

(1) 戦前の法曹養成制度

戦前の我が国の判事や検事の任用制度では、司法科試験合格者の中から、現在のキャリア官僚の採用と同様に司法省が司法官試補を採用した。そして、司法官試補に採用された者にのみ司法修習が行われ、その後に判事・検事に任命されていた。当然、戦前の司法修習では、司法官試補という公務員に対して給与が支払われていた。

他方で、弁護士については、判事・検事とは別個の試験によって資格が付与され、弁護士となる者の弁護士試補の修習は無給であり、かつ修習の内容も司法官試補とは異なっていた。その後、同一の試験とされたが、修習内容や給与についての取扱いは、変わることはなかった。

このように、戦前の我が国の法曹養成制度においては、裁判官及び検察官と弁護士との待遇の差別的取扱いが存在し、法曹養成課程及び任用の構造上、判事・検事がキャリア官僚化するという現象が生じていた。

(2) 戦前の司法制度下における人権弾圧の実情

戦前、我が国の裁判所は、司法省の監督下とされており、法曹養成過程における人事面のみならず、予算面においても司法省の支配下にあった。

このため、司法権が行政権から独立しておらず(1)で述べたとおり、判事・検事がキャリア官僚と化したこともあいまって、治安維持法等被告事件などの人権弾圧事件が頻発し、司法がこれを抑止することができないという弊害が生じた。

また、戦前の弁護士は、法曹養成課程だけでなく身分上も裁判官及び検察官より低い地位での取り扱いを受けていた。すなわち、司法大臣は弁護士に

対する監督権を有し、検察官や裁判所の請求によって弁護士の懲戒がなされる制度であった。このため、検察官や裁判所から懲戒請求された弁護士が人権擁護活動を十分に行うことができず、国民の人権擁護が不可能な状況となった。

(3) 小括

以上のとおり、我が国の戦前の法曹養成制度及び司法制度は、裁判官、検察官について行政権の管轄下にあった。また、弁護士の養成課程が裁判官、検察官と別個とされ、官僚制の下、弁護士の身分の独立性がなかった。

このため、司法権は国民の権利擁護をする上で機能不全を生じ、行政による人権弾圧を抑止できない構造となっていた。

2 現憲法下における法曹養成制度

(1) 統一修習の導入

ア 戦後、我が国では、人権弾圧を抑止できなかった戦前の制度への反省から、法曹育成課程は裁判官、検察官、弁護士いずれになるかを問わず国家が責任を持って行うべきであるとの法曹一元の理念に基づき、現在と同様の統一修習が行われることになった。

統一修習は、司法官試補に限らず、最高裁に司法修習生として採用された全ての者に司法修習を行う制度として開始された。

すなわち、戦前の司法官試補の司法修習を土台とし、弁護士会が司法修習課程に参画することで法曹三者の養成を一元化したものである。統一修習は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者の養成課程を統一、平等化し裁判所、検察庁、弁護士会が法曹養成に携わり法曹を養成することで法曹の官僚化を抑止するというものである。これにより、裁判官、検察官となる者のキャリア官僚化の防止のみならず、在野法曹の地位を保ちつつ弁護士が法曹養成に携わることで、民主的法曹養成を実現しようとするものである。

かかる目的達成のため、司法修習を受ける者に対し、司法修習生という特殊な身分をあたえ、法曹資格取得後の進路にかかわらず、裁判官、検察官、弁護士それぞれの立場の観点を学ばせることにより、広い視野や、物事を客観的、公平に見る能力を養うとともに、法律家間の相互理解を深めようとするものである。

イ 日本国憲法上、裁判官（憲法76条3項等）、検察官（憲法77条2項）、弁護士（憲法77条1項。なお、憲法34条、37条3項の「資格を有する弁護人」につき法曹資格者たる弁護士を指すのは明らかである。）が明記されている。司法権が、特に少数者の人権保障のために不可欠な国家的役割を果たし、法曹がその司法権を担う者として国民の基本的人権の擁護のため必要不可欠な存在であるとの憲法上の位置づけからすると、国は法曹三者いずれについても十分に養成しなければならない責務を負うものである。

この点、大日本帝国憲法においては、「天皇ノ名ニ於イテ」行使される司法権（大日本帝国憲法57条）は、そもそも司法権の独立や裁判官の独立が保障されていなかった。いわんや同憲法下では、法律の留保の下で権利が「保障」されているに過ぎず、被疑者・被告人の防御権の保障規定が存在しないことと相まって、弁護人の権能は条文上一切規定がなかった。このこととの対比においても、三権分立実現のための司法権の独立と弁護士を含めた司法権の担い手たる法曹三者の養成が必要となる。そして、統一修習制度下で給費制による身分保障がなされることは、司法権と国民の基本的人権に関わる重要な制度であることは明らかである。

このように、統一修習は、戦前の制度上行政による人権弾圧という歴史的反省を踏まえ国民の権利を擁護すべく民主的な法曹養成をするため導入された制度であり、司法権の実現を図るべく国家の責務を果たす上

で極めて重要なものであったといえる。

(2) 給費制の導入

そして、統一修習においては、裁判官、検察官、弁護士いずれになるかを問わず、司法修習生に対し国家公務員と同様に給与を支払うものとされた。

つまり、統一修習は国民の権利実現という重大な国家事務に携わる法曹三者に義務づけられるものであり、司法修習を義務づけられる者に給与を支払うことは当然視された。

このため、裁判所法は、昭和22年（1947）4月16日、統一修習と給費制を定めた点について全く国会で異論がないまま法案が可決され、現行憲法と同じ同年5月3日に施行された。そして、後述のとおり、給費制は、新65期司法修習において廃止されるまで継続されてきたものである。

つまり、裁判所において司法判断を行う裁判官及び公益の代表者である検察官はもちろんのこと、弁護士も、刑事司法における弁護人としての憲法上の地位（憲法34条、37条3項）を前提とする国選弁護人活動のみならず、国民の権利擁護、社会正義を実現する地位（弁護士法第1条1項）として様々な公益活動を担っている。このように、法曹三者がいずれも司法権の実現という重大な公益を担うことにかんがみ、給費制は司法修習生の将来の進路にかかわらず国の責務として行われていたものである。

(3) 修習専念義務

統一修習は、上記のとおり民主的司法の達成すなわち市民のための法律家を育てるという観点及び法曹の憲法上の地位の観点から、国家の責務として行われている。このため、法曹資格は、原則として、司法試験合格後に司法修習を経なければ取得できないものとされ、司法修習は、将来の法曹三者になる者全員に対して制度として課されている。

他方で、司法修習生は、統一修習の意義を踏まえ、将来、法曹三者いずれになるかにかかわらず、司法修習に専念し十分な法曹としての素養を身につ

ける必要がある。このため、司法修習生は司法修習中、司法研修所所長及び実務修習中の配属庁の長の監督の下、司法修習専念義務を課され（裁判所法67条2項参照）、兼業禁止、居住地等の制限を受け、これらに反する場合は司法修習生を罷免され（裁判所法68条）、法曹資格が取得できないこととされた。

このため、このような種々の権利制約下においても、司法修習を十分行えるようにする必要があり、新65期司法修習より前の司法修習期においては給費制は当然のものとして行われていた。

(4) 小括

このように、日本国憲法下における司法修習制度は、戦前の反省を踏まえた上で、国民の権利擁護（憲法第3章）を目的として、司法権（憲法第6章）を担う人材を育成するため、統一修習・給費制・修習専念義務が一体として導入されたものである。

すなわち、給費制を含む新65期司法修習より前の司法修習のあり方は、憲法第3章及び第6章に由来する枠組みだといえる。

第2 給費制下における司法修習について

1 新64期司法修習の内容及び修習中の取り扱い

- (1) 新64期司法修習生は、平成22（2010）年11月から平成23年12月まで司法修習生として任用されたものである。当初、新64期から貸与制移行となることが予定されていたが、平成22（2010）年11月26日裁判所法改正により、給費制が存続された。
- (2) 新64期司法修習生には修習専念義務が課され、アルバイトなどの兼業はできなかった。また、分野別実務修習にて全国配属され、集合修習中に埼玉県和光市の司法研修所に通所するための移転が必要であった。
- (3) 他方で、新64期司法修習生には、通勤手当、居住手当等各種手当の支

給がなされており、司法修習に必要な費用等はすべてこれらによって賄われていた。さらに、新64期司法修習生は、裁判所職員共済への加入が認められ、経済的・生活的保障の下、司法権を担う人材として、充実した司法修習がなされた。

2 現行65期司法修習の内容及び修習中の取扱い

- (1) 現行65期司法修習生は、平成23（2011）年7月から平成24（2012）年12月まで司法修習を行った。現行65期司法修習生は、司法研修所での前期修習2か月の後、東京地方裁判所等にて分野別実務修習を各3か月ずつ実施し、司法研修所での後期修習を行った。
- (2) 現行65期司法修習は、法科大学院の修了を前提としないことから、原告らの司法修習と異なり、前期修習があり分野別実務修習が一か月長くなっていた。しかし、司法修習期間は原告らと1年間重複し、実務修習期間の差異はあるものの、修習内容自体にも重複する部分が多く見られ、実際の法律実務に携わり事件処理にかかわっていた点は原告らと同様であった。

また、原告らのうち、集合修習B班（東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、和歌山、奈良、大津、京都、神戸以外の修習地の司法修習生で構成される班）と現行65期の集合修習は同時期に司法研修所で行われており、集合修習の実施内容は全く同じ内容であった。

現行65期司法修習生は、司法修習生として、兼業禁止などの経済活動、勤労制限等の修習専念義務を負っていた。また、分野別実務修習は東京で行われており、東京近郊に居住していない者は分野別実務修習中、配属庁への通勤可能な住居に移転する必要があるなど、居住地制限もあった。

- (3) 他方で、平成22（2010）年11月26日改正裁判所法によって給費制廃止が延長され、平成23（2011）年10月31日までの司法修習開

始者については給費制が適用されることとなり、現行65期司法修習生は、司法修習中、給費を受けることができていた。

また、住居手当、通勤手当等、各種手当を受け、裁判所職員共済に加入もしており、司法修習中の経済的、生活的な保障は十分整備され、司法権を担う人材として、充実した司法修習がなされた。

3 小括

以上のとおり、日本国憲法下における司法修習制度は、戦前の反省を踏まえた上で、国民の権利擁護（憲法第3章）を目的として、司法権（憲法第6章）を担う人材を育成するため、統一修習・給費制・修習専念義務が一体として導入され、維持されてきた。こうした下で、新64期司法修習及び現行65期司法修習においても、給費が支給されることで経済的、生活的保障の下、充実した司法修習がなされていた。

第4章 給費制廃止に至る経緯

第1 総論

給費制は、司法制度改革審議会意見書を踏まえ策定された司法制度改革推進計画に基づき、司法制度改革推進本部法曹養成検討会の検討を経て、平成16（2004）年12月10日に法律第163号改正によって廃止され、平成22（2010）年11月1日から貸与制が施行されることとなった。その後、同年11月26日に施行を1年間延長する法案が可決されて給費制の廃止が延長され、現行65期司法修習まで給費制は維持された。その後、再度の給費制復活のための法改正がなされなかったことにより、結果として、給費制は廃止されることとなった。

しかし、給費制廃止の主たる理由は財源の問題にあり、法曹養成への影響や弊害が過小評価されている点で、給費制廃止の決定は不当である。

以下では、給費制廃止に至る経緯について、詳述する。

第2 裁判所法改正に至るまでの給費制の検討経緯

1 司法制度改革審議会における検討

- (1) 平成11（1999）年7月、内閣に司法制度改革審議会が設置された。これは、社会の複雑多様化国際化などに加え、規制緩和などの改革により、「事前規制型」から「事後監視・救済型」に移行するなど、社会の様々な変化に伴って司法の役割がより一層重要なものになると考えられたこと、司法が国民の権利の実現を図るとともに、基本的人権を擁護するなど、国民生活にとって極めて重要な役割を果たしていることにかんがみ、司法制度を改革する必要があるという理由によるものである。
- (2) 司法制度改革審議会は、司法の機能を充実強化し、司法制度を国民が身近に利用することができ、社会の法的ニーズに的確にこたえることができるよ

う構築していくことが必要であるとの見地から審議を行った。そして、司法制度改革審議会は、平成13（2001）年6月12日付意見書（以下、「審議会意見書」という。）を取りまとめた。その内容は、司法制度の機能を充実強化し、自由かつ公正な社会の形成に資するため、①国民の期待にこたえる司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方、③国民的基盤の確立、を3つの柱として掲げるというものであった。さらに、審議会意見書には、司法制度の改革と基盤の整備に向けた提言が盛り込まれた。

なお、この審議会意見書において、給費制については、将来的には貸与制への切替えや廃止をすべきではないかという指摘もあり、新たな法曹養成制度（法科大学院課程）全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきであるとの意見が付された。

2 司法制度改革推進計画における検討

(1) 審議会意見書を受け、平成13（2001）年12月、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び法務大臣を副本部長とし、全閣僚を本部員とする司法制度改革推進本部が設置された。そして、平成14（2002）年3月19日、閣議決定により、司法制度改革推進計画が策定された。

(2) 司法制度改革推進計画は、審議会意見書の趣旨に基づいて行われる司法制度改革につき、政府の講ずべき措置の全体像を示すものとされている。

また、同計画においては、多様かつ優秀な人材確保の見地から法科大学院を設置し、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとし、司法修習生の給費制のあり方については、新たな法曹養成課程を踏まえた司法修習制度の主要な事項の枠組みについて結論を得ることとあわせて検討を行うものとされている。

3 司法制度改革推本部における給費制の検討

(1) 司法制度改革推進本部における給費制に関する議論は、主に法曹養成検討会で行われている。

同検討会は、法科大学院も含めた法曹養成制度、民事法律扶助制度や司法ネット等の司法制度改革によって、コストが増加している旨を指摘した。また、司法試験合格者数を平成22（2010）年度までに3000人に増加させ、法曹人口を拡大することにより、給費制維持にかかるコスト自体も増加し、給費制を維持することが財政上困難であることや、司法修習中の費用確保の方策として貸与制を実施すべきであることも指摘した。さらに、法曹となる者には将来、貸与金を返済する能力が十分あるため貸与制の下でも問題はないとの検討もなされた。

- (2) 他方、同検討会では、法曹養成制度において司法修習は重要な役割を担っており、司法修習生を修習に専念させる必要性があることから、司法修習生の権利を制約する反面、かかる権利の制約等を踏まえて給費制が制度化されていたことも指摘した。

また、法科大学院制度を導入したうえで給費制を廃止すれば、経済的に余裕のない者が生じるなど、給費制廃止の弊害も指摘した。

- (3) しかし、同検討会においては、これらの弊害が軽視され、新たな法曹養成制度の整備及び法曹人口拡大に伴う司法修習の財源問題が重視され、法曹は貸与金を将来返済することが可能であること等により、給費制を廃止し貸与制へ移行すべきとの結論に至った。

第3 裁判所法改正による給費制廃止

1 平成16（2004）年裁判所法改正

- (1) 平成16（2004）年臨時国会（第161回国会）にて、政府は、司法制度改革推進本部の検討を踏まえ、裁判所法67条2項のうち、給費制を定めた部分を削除し、修習資金を貸与するという制度（以下「貸与制」という。）を導入する旨の裁判所法改正案を提出した。改正提案理由は、「新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代え

て、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入する必要がある。」とされている。

(2) 同国会において、給費制の廃止に反対する意見として下記のものがあった。

ア 給費制を廃止すると経済的負担が増加し、法科大学院での高い学費ともあいまって、法曹を志願するにあたり障害となるおそれがある。

イ 財源論の観点から、給費制を廃止しないと国民の理解が得られないとの主張があるが、かかる主張のエビデンスがない。

ウ 法曹人口の増加によって法曹の収入が減少するため、将来、貸与金を返済することが可能であるとの見込みが確かとはいえない。

このように、法改正当時、既に、給費制の廃止について合理性を欠くという意見が主張され、国会で議論されていた。

しかし、かかる意見は重視されず、主に、財源の必要性と、将来安定した収入が得られることによる許容性を根拠に、給費制を廃止して貸与制に移行する内容の裁判所法改正法案が可決された。

(3) なお、当初の法案は平成18（2006）年11月1日に施行される旨の内容であったが、審議の過程で平成22（2010）年11月1日からの施行という内容に変更された。その理由は、法案改正の時期の都合上、法科大学院第1期生が入学した当時は、給費制が廃止されて貸与制に移行することが十分に周知されていなかったため、法科大学院第1期生には給費制のもとで修習を受ける機会を与えるべきであること及び平成22年頃に司法試験合格者数が年間3000人を達成する目標であることである。

この法案決議にあたっては、衆議院法務委員会において、「経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること」という経済面の配慮を求める附帯決議がなされている。

2 平成22（2010）年裁判所法改正

- (1) 平成22（2010）年11月1日からの施行に先立ち、日弁連や、給費制維持のための若手法律家と学生等の団体であるビギナーズ・ネットが、給費制の廃止に反対する運動を展開し、運動は全国的に広がった。

その背景には、昨今の法曹志願者が置かれている厳しい経済状況及びそのことによって法曹志願者が激減している状況があった。かかる状況から、経済的理由によって法曹になることを断念することがないようにするために、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことが喫緊の課題であるとされた。

- (2) こうした動きもあって、平成22（2010）年第176回国会において、平成23（2011）年10月31日までの間、暫定的に貸与制を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度を実施する旨の裁判所法改正案が提出され、平成22（2010）年11月26日に法改正がなされた。

そして、制度の見直しをするために、1年間の期間が確保された。

- (3) この改正に先立ち、平成22（2010）年11月24日衆議院法務委員会において、政府及び最高裁判所は以下の事項について格段の配慮をすべきであるとして、附帯決議がなされた。

ア 改正後の裁判所法附則第4項に規定する日までに、個々の司法修習修了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

イ 法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること。

3 新65期からの給費制廃止、貸与制移行に至る経過

- (1) 平成22（2010）年の裁判所法改正による給費制の1年間の延長後、法曹養成の在り方及び給費制についての取り扱いを再度検討するために、

平成23（2011）年5月、法曹の養成に関するフォーラムが設置された。

- (2) しかし、法曹の養成に関するフォーラムは、貸与制推進の委員が多数を占めており、ごく一部の委員を除いて、法曹養成を取り巻く現状を十分検討することなく、形式上の議論に終始した。

法曹を取り巻く状況は、この約5年間で急激に変化していた。弁護士の増員に伴い、弁護士の経済状況は急激に悪化し、貸与金を返済できる見込みがないことが現実化しつつあった。また、司法修習生の就職状況が著しく悪化し、法律事務所の就職活動のために修習中に多額の交通費を費やさざるを得ない者や、就職することはできたものの就職先の事務所から給与等の保障を一切受けられない者、就職することがかなわず、やむなく修習修了後に独立する者が増えてきていた。多くの弁護士会は給費制廃止に反対する声明を発表するなど、法曹関係者の大多数は給費制廃止に反対した。

しかし、フォーラムにおける議論はこのような状況をほとんど考慮せず、平成23（2011）年8月、貸与制に移行すべきとの結論を示した。

- (3) そして、平成24（2012）年7月27日、裁判所法67条の2が再度改正され、貸与金返済についての条件が一定程度緩和されたが、給費制の再度の延長に関する法改正はなされなかった。これにより、給費制は完全に廃止され、貸与制に移行した。その結果、原告ら新65期以降の司法修習生は、国から給与の支払を受けることができない状況に至ったものである。

第4 結語

このように、給費制の廃止は、司法制度改革の一環として法曹養成のあり方を検討する過程で議論されてきた。司法制度改革の理念である、国民の権利を擁護するための多様な人材確保という考えと給費制の廃止は決して相

容れないものである。

給費制を廃止すべきとする議論の根拠は、司法試験合格者の増員及び司法サービスの拡充によって財政の負担が増加するため、財政を軽減する必要があるという、主に財政問題の見地によるものであり、法曹養成の在り方及び給費制廃止による弊害は軽視されていた。現に、法曹の経済状態の悪化や法曹志願者の減少等が明白となり、給費制廃止により法曹養成の弊害が明らかになっている。

第5章 給費制廃止下における原告らの司法修習

第1 総論

原告らは、いずれも社会正義及び国民の権利擁護を実現するため法曹となることを志し、新65期司法修習に取り組んできた者である。

しかし、以下の通り、原告らは給費制廃止以前と同様の権利制約の中、給費制廃止、貸与制移行により、司法修習に取り組むこと自体が困難な中で司法修習をすることを余儀なくされたものである。

第2 原告らが給費制廃止により置かれた状況について

1 司法修習専念義務について

- (1) 原告らが受けた新65期司法修習においても、従来の司法修習と同様、公務員に準じた権利制限が課されていた。そのため、修習中、アルバイトなどの経済活動は禁止され、一切の収入を得ることが出来ない状況とされていた。
- (2) また、司法修習生は、原則として平日の午前9時から午後5時まで修習に専念しなければならないほか、休暇の概念はないとされていた。そして、遅参等をする場合、正当な理由を要し、理由を記載した書類を配属庁に提出し許可を受けなければならなかった。原告らは法曹となるために基本的に司法修習を経なければならないという点は従来と同様であり、修習専念義務に反した場合、司法修習生を罷免され法曹への道を閉ざされ得る身分とされていた。

2 司法修習に伴う居住地移転について

- (1) また、原告ら新65期においても、従来の司法修習と同様、分野別実務修習における全国配属がなされている。しかし、必ずしも希望の修習地へ配属

されるわけではない。配属地によっては修習開始前に引越しが必要となるという点は、経済的な困窮の有無にかかわらず、すべての修習予定者に共通している。原告らの中にも、奨学金等の借金を多額に抱え経済的に困窮しているにもかかわらず、希望した実家等から通える修習地ではなく、意に反して多額の居住移転費用のかかる遠隔地に配属された者もいた。

- (2) そして、後述のとおり、原告ら新65期司法修習においても、埼玉県和光市の司法研修所での集合修習を受けるため、多くの修習生は転居を強いられることとなる。司法研修所の寮が利用できた場合、利用料は2か月で約3万円である。しかし、原告らの中には、司法研修所の入寮抽選に外れたことにより住居を自分で探すことを余儀なくされ、住居費用だけで20万円近く要した者も相当数いる。
- (3) 他方で、給費制が廃止されたことに伴い、従前支給されていた司法修習を受けるにあたっての諸経費である住居手当、通勤手当等についても原告らへの支給はなされていなかった。

3 修習に必要な経費等の補償がないことについて

また、司法修習において必要不可欠なノートパソコンや書籍代、スーツ等の購入費用についても、従来の司法修習とは異なり給費により賄うことはできず、すべて自費負担であった。さらに、原告らは、最高裁判所に採用され公務員に準ずる立場であったが、給与を受けていないことを理由に、裁判所職員共済に加入できなかつた。

第3 原告ら新65期司法修習の概要

1 司法修習カリキュラムについて

原告らが受けた新65期司法修習は、まず、全国各地に配属され、裁判所、検察庁、弁護士会による分野別実務修習各2か月を経た後に、選択型修習及び

埼玉県和光市の司法研修所における集合修習を受ける約1年間のカリキュラムで構成されている。また、各実務修習中、司法研修所の一斉起案及び教官の出張講義が行われている。

2 修習時間等について

(1) 原告らは、分野別実務修習及び選択型修習において、平日は概ね午前9時から午後5時まで各配属先において、時間的場所的拘束を受けている。原告らの修習時間は休憩時間を除くと平均して約7.3時間程度であり、一般の公務員と同程度の拘束時間とされていた。

(2) もっとも、原告らの分野別実務修習期間は各分野修習2か月と極めて短い期間であることから、修習中に携わっている事件処理等のため時間外の修習活動を行う必要性があった。このため、原告らの大多数は修習時間外である平日午後5時以降も修習をしていた。

原告らが司法修習中における時間外の修習時間の平均は、平日で1.6時間、休日で1時間であり、その他に自己研鑽のための時間外活動（勉強会・研修会等）は平日約1.3時間であった（時間外修習の内容については後述）。

3 小括

このように、原告らは、司法修習において、司法修習期間が短い中、日々多忙な修習に取り組んでいたものであり、法曹としての十分な素養を身につけるべく修習に専念していたものである。

第4 原告らの司法修習内容について

1 裁判所における修習

原告らは、裁判所において、民事裁判、刑事裁判の各裁判部に配属され修習を行っていた。修習事件記録の検討及び期日傍聴等をした上で、裁判官と事件

内容について協議し、主張整理、法律構成に関する調査報告書、事実認定起案、和解案、判決書の起案を行っていた。

原告らが起案した和解案、判決書は、実際の事件処理において採用されたものもあり、裁判官の訴訟運営、和解、判決における方針決定に関与するものであった。

さらに、原告らは、家庭裁判所修習なども行った。

2 検察庁における修習

(1) 原告らは、検察庁の修習において、事件配点を受け、検察官の指導の下、捜査実務に携わりながら修習を行った。すなわち、警察に対する捜査指揮、実況見分立会、被疑者に対する弁解録取、勾留請求及び勾留延長請求などの判断、警察への捜査指示や実況見分の立会、被疑者の取調べ、調書の作成等を行った上で、被疑者に対し公判請求するかどうかの処分を検討し、検察内部の決裁を受けている。

特に、被疑者が逮捕勾留されている事件の配点処理を受けた場合、時間制限が厳格なため、本来の修習時間である平日午前9時から午後5時だけでは処理できないことから、原告らのほとんどが時間外において処分の検討、取り調べ、報告書の作成等の修習を行っていた。

(2) そして、原告らは、公判手続において、冒頭陳述を起案し、証人テストへ立ち会い、証拠の精査、法令調査、量刑調査、論告要旨の起案等を行っている。このため、原告らが調査立案した内容をもとに刑事裁判における検察官の公判活動が行われ、刑事処分が行われていた。

(3) このように、原告らは、検察修習における捜査、公判等検察実務を行い被疑者、被告人に対する刑事処分に強く関与していたものである。

3 弁護士会における修習

- (1) 原告らは、弁護士会における修習において、各配属会所属の指導担当弁護士の事務所に配属され、個別弁護士事務所の職務に携わりながら修習を行っていたものである。
- (2) 民事事件に関して、指導担当弁護士の法律相談への立会、依頼者との打ち合わせへの参加、裁判期日へ同行するなどのほか、事案処理にあたっての法律調査・事実調査、依頼者への報告書や相手方への通知書、裁判書へ提出する書面等の起案を行っており、実際の事件処理に用いられたものも多数あった。

また、刑事事件においては、被疑者段階から指導担当弁護士とともに被疑者の接見や示談交渉に同行し、弁護方針を検討するなど、被疑者の権利擁護に強く関わる活動を行っていた。

さらに、指導弁護士の所属する弁護士会の委員会等を通じたいわゆる公益活動にも参加していた。

- (3) このように、原告らは法律事務所における司法修習中に、法律実務に深く関与しており、原告らの中には、実際の勤務弁護士と同等の職務を行っていた者もいる。

4 司法研修所における修習

- (1) 原告らは、埼玉県和光市の司法研修所において司法修習のまとめとして集合修習を受けていた。集合修習にあたっては入寮数に限界があることから寮の抽選に外れる者も多く、特に、集合修習B班（9月末から11月中旬まで）においては入寮出来なかった者も相当数おり、これらの者は各自賃貸住宅を探す必要があった。
- (2) 司法研修所における集合修習期間は約1年半であるところ、原告らは、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の各課目について連日に渡り

修習を行っている。

即日起案は、5科目それぞれにつき2回ずつ実施され、さらに、各科目1、2回程度の練習起案があった。即日起案とは、約6時間半にわたり、配布された事件記録を検討し、問に対する回答を数十頁にわたり記載するというものである。また、集合修習ではこれらの起案と平行して、刑事、民事手続に関する演習及び模擬裁判が行われており、これらの修習内容に対応するため、原告らは常に演習準備に追われながら修習をしており、原告の多くが、休日や夜間等も模擬裁判の準備や勉強会等に取り組んでいた。

- (3) このように極めて濃密な集合修習のスケジュールの中で、原告らは心身共に過酷な状況に置かれていたものである。

5 その他の修習

さらに、多くの原告らは、修習時間外でも自主的に修習内容を補完するための活動に取り組んでいた。

分野別実務修習中は、平日の修習時間以外にも修習生同士で集まって修習の内容を補完する勉強会を開催したり、修習地で開催される弁護士会主催の集会やシンポジウムに参加したりすることもあった。また、集合修習中においても、自主勉強会のほか、前述のとおり演習や模擬裁判の準備のために週末を利用して集まり、打ち合わせ等を重ねてきた。

6 小括

以上のとおり、原告らは、司法修習中、各配属庁での実務修習においては現実の当事者と事件記録に接し、裁判官、検察官、弁護士の指導の下で法律実務に関与しながら、ときには事件処理の主体として、過密なスケジュールの中で法曹としての素養を身につけるべく修習に取り組んでいたものである。

第5 給費制廃止，貸与制による原告らの司法修習への影響

1 貸与制の概要及びその弊害

- (1) 原告ら新65期司法修習生から，給費制に代わるものとして貸与制が施行されている。司法修習に際し，貸与申請を行うことで，司法修習中貸与金が支給されていた。

貸与制は，司法修習中，1か月あたり18万円から28万円の貸与金を支給するものであり，貸与金は司法修習終了後5年目から毎月約2万円の返済をするものとされている。無利息ではあるが，連帯保証人2名を立てるか，機関保証をつけることが条件であった。機関保証の場合，保証金が別途必要になる。

また，貸与金返済まで毎年4月1日時点での住所地を4月30日までに最高裁判所に通知しなければならず，これを怠った場合，最高裁判所の請求により期限の利益を失い全額支払わなければならないとされている。

- (2) 原告ら新65期司法修習生のうち，約84%が貸与申請を行っている。これは修習専念義務の下で収入を得ることが禁止され，貸与金により司法修習中の費用を賄わざるを得ず，意に反しやむなく貸与を受けざるを得なかったためである。

そして，原告ら新65期においては，司法修習前にすでに法科大学院卒業までの奨学金を平均約340万円借りているところ，貸与制の下ではこれに加えて約300万円の借金が加重される。原告らの中には大学及び法科大学院における奨学金を合計1000万円借り，司法修習中に奨学金返済のため貸与金を用いて返済する多重債務状態となった者もいた。

- (3) 他方，原告らの中にも貸与を受けなかった者がいる。その理由としては，連帯保証人を確保できなかったことや，将来の経済的不安などであり，貸与を受けなかった者が経済的に裕福であったわけではない。

そして，原告らのうち，貸与を受けられなかった者は，自らの貯蓄を切り

崩し、家族からの支援等に頼らなければ司法修習を受けることができない状況となっていた。このため、原告の中には、社会的に自立できない状況の中、精神的に追い詰められ心身の健康を害する者もいた。

2 給費制廃止による原告らの司法修習の弊害について

- (1) 原告らは、給与がないことはもちろんのこと、通勤費、住居費、司法修習に必要な不可欠なノートパソコンや書籍等の費用についても支給されないまま司法修習をせざるを得ない状態であった。

原告らのうち、貸与を受けた者は貸与金という借金により、貸与を受けなかった者は家族の支援、貯蓄等により司法修習に必要な費用を賄いながら生活し司法修習をしなければならなかった。

このような状況において、原告らの中には費用節減のために通勤費、食費、書籍代等の司法修習を受ける上での必要経費を削減することに迫られた。このため、司法修習を受けるにあたって経済的に余裕がなく、これにより心身の健康を害する者もいた。

- (2) また、貸与金の取扱いにつき、収入扱いされたり無収入扱いされたりするなど場面によって異なっていた。

貸与を受けた原告らの中には、社会保険関係において、貸与金が収入として扱われ、家族の扶養から外され新たに国民保険に加入せざるを得ず、他方で、裁判所職員共済組合に加入できないため、貸与金という借金から保険料支払の負担を強いられる状況となった者もいた。また、裁判所職員共済組合に加入できないことから、裁判所で修習を受けているにもかかわらず、裁判所にある医務室を利用できないという事態も生じた。

また、分野別実務修習にあたって自宅から通えない場所に配属された場合には、賃貸住宅への入居が余儀なくされるところ、賃貸住宅の契約に際し、貸与金が収入として扱われないことにより、原告らの中には自分の名義で借

ることができなかつた者もいた。

さらに、給費制が廃止されたことで学生と同様の地位にある者とみなされ、保育園への入所の優先順位が下げられたという例も報告されている。

- (3) そして、司法修習生らは、弁護士を志望する者はもちろん、裁判官、検察官を志望する者についても、司法修習期間中に、法律事務所への就職活動を行わざるを得ない状況であった。

しかし、法曹人口の急激な拡大に伴い、既存の法律事務所への就職状況は極めて厳しい状況にあり、多数の法律事務所への就職活動をしてでも採用されないということも珍しくない状況であった。このため、意に反する実務修習配属地に配属されたことで、就職活動のための交通費等の費用が高額となった原告もいる。例えば、東京での就職を希望しているにもかかわらず、修習配属地が九州になった場合は、東京の法律事務所の説明会、面接のたびに自費で九州・東京間を行き来しなければならなかった。反対に、修習配属地での就職を希望しているにもかかわらず、集合修習までに就職が決まらなかった者も多数おり、その場合は、就職活動のために和光市周辺から修習配属地を行き来しなければならず、多額の交通費を要していた。このような状況において、学生等と異なりアルバイトもできず収入のない司法修習生らは、さらに貸与金による借金や貯蓄を切り崩す等、経済的に追い詰められた状況の中で司法修習を行うことを余儀なくされていた。

なお、司法修習終了後の弁護士一斉登録日の未登録者は、平成22年（2010）度は258人、平成23（2011）年度は464人、平成24年（2012）度には546人と激増している。

3 小括

以上のとおり、原告らのうち貸与制を利用した者は、修習専念義務を前提に収入を得られない状況下においてやむなく利用した者であり、貸与制を利用し

なかった者についても、その理由は貸与要件及び将来への不安によるものであった。

原告らは、給費制廃止によって司法修習において最低限必要な費用を賄うことも困難な状況となり、修習に要する費用を節減せざるを得ず、心身の健康を害する者もいた。

そして、貸与金の取扱い上の不利益を受けるという状況に置かれ、就職難の下、就職活動のための費用を賄うことにも事欠く状況に置かれていたものである。

第6 結語

以上のとおり、原告らは、給費制廃止、貸与制移行後もなお従前と同様の司法修習生としての権利制約を課せられていた。他方で、修習期間の短さも相まって過密なスケジュールで拘束時間外にも司法修習を行い、実務修習中には法曹実務を担いながら法曹としての素養を身につけるべく修習に専念してきたものの、司法修習に取り組む上での費用にも事欠き、すべて貸与金という借金又は貯蓄等で賄わざるを得なかったものである。

このような状況下において、原告らは社会的な自立もままならず、心身の健康を害し十分に修習をすることもままならない過酷な状況に追い詰められていたものである。

第6章 給費を受ける権利

第1 司法修習における給費制の意義

1 統一修習制度の憲法上の位置づけ

(1) 統一修習は、第3章で述べたとおり、戦前に司法が人権弾圧の抑止ができなかったことの反省を踏まえ、民主的司法の確立のため、司法権に携わる法曹を国家の責任において育成すべく開始されたものである。

このような現在の統一修習の成立経緯及び意義からすれば、司法修習は、民主的司法の確立のため、我が国の立法、行政と並ぶ三権の一つである司法権を担う法曹養成の国家的必要性に基づき、国家の責務として行われている制度である。

(2) また、憲法上、国民の権利を擁護する司法権の主体として、裁判官、検察官、弁護士が明記されている（憲法76条3項、77条1項、同条2項、34条、37条2項等）。このため、法曹三者がそれぞれの地位において司法権を担う公的存在として国が法曹を養成することは憲法上の前提とされている。

そして、国民の権利擁護のため司法権を担う質の高い法曹を養成することは、適正手続の保障（憲法31条）国民の裁判を受ける権利（憲法32条）の実現にも密接にかかわるものである。

(3) したがって、統一修習制度は、戦前の反省を踏まえ、国の三権の一つである司法権を民主的に実現するという責務を負う国が、憲法上前提とされる司法権を担う法曹を養成し、国民の裁判を受ける権利等を通じて人権保障を実現するための憲法上の要請に基づくものである。

2 修習専念義務の憲法上の位置づけ

(1) また、法曹は、司法権を担う人的インフラそれ自体であり、前述のとおり、

憲法上、裁判官、検察官、弁護士が明記されていることからすると、国家の司法権を実現するために必要不可欠な存在である。

このため、国が、質・量ともに充実した法曹養成を行うことは、国民が司法サービスを享受し、個人の尊厳を中核とする基本的人権が擁護され（憲法 13 条前段、11 条、97 条）、適正手続保障（憲法 31 条）及び国民が適正手続の下で裁判を受ける権利（憲法 32 条）を実現するために不可欠である。

(2) 国の責務である充実した法曹養成を実現するため、修習専念義務が司法修習生全員に対して制度として課されている。統一修習が憲法に由来することを踏まえ、司法修習生には修習専念義務をはじめとする公務員に準じた種々の自由権の制約を課しているものであり、これらは、法曹養成のために必要不可欠なものである。

3 給費制の憲法上の位置づけ

統一修習制度及び修習専念義務が憲法上の要請に基づくものであることは前述のとおりである。

そして、このような法曹養成制度が用意されていても、司法修習生が経済的困難や不安を抱えている状況においては、法曹養成の目的を達成することはできない。したがって、民主的司法の確立のため、司法権に携わる法曹を国家の責任において育成するために、司法修習生には修習専念義務をはじめとする公務員に準じた種々の自由権の制約を課しているものである以上、司法修習期間中、司法修習生に対する経済的補償もまた必要不可欠なものであり、給費制は、憲法上の要請に基づくものといえる。

4 小括

司法修習は、戦前の反省を踏まえ、国家の三権の一つである司法権の民主的基盤を確立し、憲法に明記され司法権を担う法曹を養成し、適正手続保障（憲

法31条)、国民の裁判を受ける権利(憲法32条)を実現すべく行われるものである。

そして、質・量ともに充実した法曹養成を行うために司法修習中に司法修習生に対し修習専念義務を課しているものであり、修習専念義務は憲法上の要請である司法修習において必要不可欠なものであることは明らかである。

さらに、修習専念義務の下、法曹養成の目的を達成するためには、給費制もまた必要不可欠なものであることが明らかである。

第2 司法修習生の身分及び権利制約との関係

1 司法修習生の身分

- (1) 司法修習は、前述のとおり、国が司法修習生に修習専念義務を課した上で、国民全体の利益のために法曹の質の向上を図る養成課程であり、単に司法修習生個人が法曹資格を取得するためだけの教育課程ではない。

そして、司法修習生は、憲法上の要請である法曹養成課程である司法修習において不可欠な修習専念義務の下、政治活動の禁止、他の職業活動の禁止、居所、住居等の制約という種々の人権制約を課されている。これらの権利制約は、国家公務員と同等であるところ、司法修習が司法権を担い国民の権利擁護、社会正義の実現のための法曹の養成課程であり(裁判所法第4編第3章、司法修習生に関する規則等)、司法修習生が、全体の奉仕者たる公務員(憲法15条2項)に準じる地位という特殊な身分にあることを前提に許容されるものである。

このように、司法修習生に課される公務員に準じた人権制約は広範かつ重大であるところ、司法の民主化と司法権の独立を保障し、ひいては、国民の権利自由を擁護するという目的を達成するためには、司法修習生が充実した司法修習を受けることができるようにするための必要な措置を国が講じなければならない。

- (2) 他方、司法修習生は、かかる人権制約を受けつつ、司法修習を経た後に我が国の司法権を担い国民の人権を擁護し社会正義を実現する志を持って、司法修習に取り組む者である。

したがって、司法修習生は、司法修習における権利制約の対価・補償として、近い将来、司法権の適正な実現を担い国民の権利擁護のために公務員に準じる地位において研修に従事する者である。そして、かかる公益的見地から十分に司法修習に専念できるよう給費を受ける権利を憲法上有するものである（憲法第6章、32条、15条1項等）。これらは、従前の給費制廃止以前において、給与額について公務員賃金と同様の扱いとなっていたことから裏付けられるものである。

2 司法修習に取り組む上で司法修習生に課される権利制約及び必要な対価・補償

- (1) まず、司法修習生には修習専念義務としての兼業禁止によるアルバイトを含む労働行為及び経済活動の制約が課される（憲法22条1項、27条1項）。また、統一修習の制度上の制約として、司法修習地及び集合修習における居住地の制限が課されている。これらは経済活動の自由・居住移転の自由（憲法第22条1項）の制約にあたる。このように司法修習生は生活の糧を奪われ、居住地も制限されており、司法修習を受けることによる権利制約を放置すれば、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条1項）を営むこともままならない可能性さえある。

そして、司法修習生は最高裁判所の指揮下におかれ、政治活動の自由（憲法21条1項）も制限されている。

これに加えて、そもそも、司法試験を合格した者は原則として司法修習を経ないと法曹資格者になれないのであるから、司法修習の存在そのものが職業選択の自由（憲法22条1項）の制約にあたる。

(2) このように、司法修習生に様々な権利制約を課すことが許されるのも、前述のように、日本国憲法下における司法修習制度は戦前の反省を踏まえた上で、国民の権利擁護（憲法第3章）を目的として、司法権（憲法第6章）を担う人材を育成するため、統一修習・給費制・修習専念義務が一体として導入されたからである。

つまり、司法修習生が国から司法修習期間中に様々な憲法上保障される権利の制約を受ける反面、国が司法修習生に対し司法修習に取り組むために必要な経済的生活環境を整えることが必須とされているのである。このように、司法修習生が給費を受ける権利は、国家から司法修習に安心して取り組むための固有の権利として憲法21条1項、22条1項、27条1項、25条1項からも根拠づけられる。

(3) そして、国が司法修習生に対して行う経済的支援及び生活環境の保障の程度は、法曹養成のため十分なものである必要がある。すなわち、修習専念義務の裏返しとして公務員に準ずる程度であることが憲法上要請される。

また、司法修習に取り組むにあたり、1か月あたりの住居費生活費等は、住居費負担ありの場合21万5800円、住居費負担なしの場合13万8000円である。これらに加え、通勤費用、ノートパソコン等の備品を要する。その他に、住居初期費用19万4500円、引越費用6万3000円、書籍購入費10万円以上に加え、司法修習中の医療費等その他の出費（就職活動や交際費用等）を必要とする。

このため、統一修習開始以降、新65期司法修習で給費制が廃止されるまでの司法修習において、国家公務員一種採用者と同等の給与額（なお、給費制廃止の直近である新64期では基本給20万4200円）及び司法修習にあたって必要な各種通勤手当・住居手当等が支給され、さらに裁判所職員共済への加入ができるとされていた。

このような司法修習生に対する旧裁判所法の扱いは、司法修習生には、修

習専念義務の下で司法修習生が十分に司法修習に取り組むための経済的、生活支援が必要であったことから支給されていたものであり、従前の給費制は、憲法上の要請である司法修習生の給費を受ける権利に基づき具体化されていたものといえる。

3 法曹になるという選択と給費を受ける権利の関係

- (1) また、司法修習制度及び司法修習生の地位からすると、司法修習生は、国民の権利擁護、社会正義の実現を担うべく法曹になるという人格的決定をし、それによって課される修習専念義務等による種々の人権制約を受けている。
- (2) 法曹になるという人格的決定は、司法修習生個人の自己実現としての価値のみならず、国民の権利擁護、社会正義の実現を目指すという公益的価値を有している。
- (3) つまり、司法修習生は個人としての選択の結果という側面を持つと同時に、将来の国民の権利擁護の担い手という公益的側面を持つ。そのゆえに憲法上の公益的価値の実現のため司法修習生は、人権制約を受けており、国家から修習環境配慮（経済的生活環境の整備）の履行として対価・補償を受ける当然の権利を有している。その対価・補償の中核となるのは、人たるに値する生活を維持しながら修習に専念するための給費を受ける権利である。
- (4) 司法修習生が司法修習に専念するために必要な給費を受ける権利は、修習に取り組む権利の一態様として憲法13条後段によっても保障されるものである。

第3 結語

以上述べてきたとおり、現在の司法修習は、戦前の反省を踏まえた上で、国民の権利擁護（憲法第3章）を目的として、司法権（憲法第6章）を担う人材を育成するため、統一修習・給費制・修習専念義務が一体として導入されたも

のである。

また、司法修習生に対する権利制約の対価・補償として、給費制は憲法 13 条後段、21 条 1 項、22 条 1 項、25 条 1 項、27 条 1 項から裏付けられる。

このように、給費を受ける権利は、公益的制度としての側面及び個人の権利制約に対する対価・補償としての側面を有する憲法に由来する権利であるといえる。

第7章 給費制の廃止が違憲無効であること

第1 総論

前章で述べたとおり、給費制を定めた平成16（2004）年12月10日法律第163号改正前の裁判所法67条2項は、原告らに憲法上保障される司法修習における給費を受ける権利を具体化したものである。このため、給費制廃止は、原告らの給費を受ける権利を侵害するものである。

また、原告らと、司法修習期間の重複する現行65期司法修習生及び新64期司法修習生との間において司法修習の憲法的価値、修習内容及び権利制限が同様であるにもかかわらず、十分な修習を行うための給費がなくなったことは、明白な差別であり、憲法14条に反する。

そして、給費制廃止は、廃止の目的、法曹養成における手段、その他許容性等において何ら根拠のない不合理なものであって、違憲無効である。

第2 給費制廃止による給費を受ける権利の侵害

1 司法修習をする上での経済的・生活的側面に対する侵害

(1) 原告らは、第5章で述べたとおり、司法修習において法曹となるために司法修習に従事し、法曹実務に携わりながら法律実務に関与していた。そして、各配属先修習期間が2か月という短い期間において十分な司法修習をすべく時間外においても積極的に司法修習を行った。

(2) しかし、原告らは、給与はもちろん、通勤手当、住居手当等の支給を受けず、司法修習に取り組む上で必要な通勤費、住居費その他書籍代等の備品等一切について自己負担せざるをえない状況に置かれていた。

そして、すでに述べたとおり、原告らの中には、意に反する実務修習地に配属され、集合修習において入寮ができず居住生活費用だけでも月20万円以上になった者も多数いる。

また、就職活動においても極めて厳しい状況におかれ、多額の費用を要し、経済的に困窮する状況に置かれていた者も多数いる。

- (3) 原告らは司法修習を受ける上で必要な費用すら十分賄えなかったものであり、給費制廃止が原告らの給費を受ける権利の侵害にあたることは明白である。

2 原告らが司法修習に取り組むこと自体に対する侵害

- (1) 国の司法を担う人材育成のため、司法修習が憲法上要請され、修習専念義務と給費制が不可欠なものであることはすでに述べたとおりである。このため、給費制は、司法修習中の生活において、経済的な不安を取り除き、司法修習に十分専念できる心身の環境を整えるという趣旨も含むものである。

そして、司法修習を経なければ、原則として法曹になることができず、修習専念義務を課す以上、国は、司法修習生に対し、心身共に健全な状況で司法修習に専念できるようにしなければならない。

- (2) しかし、原告らが司法修習に取り組むにあたって、貸与制になったことを最大の理由として司法修習を辞退することを検討した者が約3割おり、実際、原告らと同期修習生となるはずであった司法修習生になる資格を有する者のうち48名が司法修習を辞退している。

これは、給費制の下では考えられなかった異常事態である（なお、当初、給費制下における最後の司法修習生とされていた新63期の修習辞退者は16名にとどまる）。

- (3) また、司法修習に要する費用の補助がない異常事態において、原告らのうち、貸与制を利用した者は8割以上いるが、これらの者は平均340万円、多くて1000万円以上の多額の奨学金をすでに借りており多重債務状態となる者もいたことはすでに述べたとおりである。

これらの者は、司法修習を行う上でやむなく貸与を受けたものである。現在、法曹の収入は激減し、法曹も経済的に不安定な状況となっているだけでなく、法曹として就職することすらも厳しい状況である。このような状況において、貸与を受けた者は、返済困難に陥る不安や、場合によっては破産による法曹資格の喪失というリスクすらも覚悟しなければならなかった。このように、貸与を受けること自体が極めて不利益であり、原告らは半ば強制的に借金をさせられたものである。

- (4) そして、貸与を受けなかった原告らは、司法修習中、貯蓄や家族からの支援に頼らざるを得ず、本来司法修習に必要な通勤費、書籍代等はもちろん、生きていく上で必要な食費等も切り詰める必要に迫られていたものである。

このような状況下において、過密な修習をこなしながら将来の法曹として十分な修習を行うことは困難であり、心身の健康を害するなど弊害も生じているのである。

- (5) したがって、給費制を廃止したことが、将来の法曹として司法修習に取り組むことそれ自体に対する著しい侵害であることは明らかである。

3 小括

よって、給費制を廃止したことが、原告らの司法修習における必要な生活状況及び司法修習に取り組むことそれ自体へ著しい害悪を与えたものであり、原告らの有する給費を受ける権利を侵害したものであることは明らかである。

第3 現行65期及び新64期司法修習生との差別による憲法14条違反

1 総論

第6章で述べた通り、給費制は憲法に由来する重要な価値を有するもので

あることにかんがみると、法曹養成課程における司法修習生の平等的取扱いが、憲法14条1項から、極めて厳格に要請されるものである。

給費制廃止は、以下のとおり、原告らと同時期に司法修習を行っていた現行65期司法修習生及び修習期が1期前である新64期司法修習生との間において著しい差別を生じさせたものであり、憲法14条1項に反する。

2 原告らと現行65期司法修習生及び新64期司法修習生との間における差別

(1) 前述のとおり、原告らと現行65期司法修習生とは、修習時期、修習内容の多くの部分が重複しており、また、司法修習生としての修習専念義務等の権利制約は全く同様である。

さらに、原告らと新64期司法修習生とは、司法修習中の身分、権利制約及び修習実態は同じであり、修習時期は1年しか異なる。加えて、司法修習における法曹養成課程としての憲法上の価値も同様であり、国が法曹養成について責任を果たす上での根底にある事情は何ら変化していない。

しかし、原告らは、給与はもちろん、何ら司法修習中の生活支援を受けられず、自己負担によって修習をせざるを得ない状況であった。これに対し現行65期司法修習生及び新64期司法修習生は給与等の支給を受け、司法修習に必要な費用、修習中の生活環境を整えるための費用も十分賄うことができた。

(2) これらの差異は、原告らと、現行65期司法修習生及び新64期司法修習生が国民のための法曹養成という司法修習の意義、それに基づき司法修習中に司法修習生に対して課される権利制約も同様であり、司法修習の内容、実態もほぼ同様であることからすると、明らかな差別にあたるものである。また、平成22（2010）年11月26日裁判所法改正の附帯決議には、法

曹を取り巻く状況及び司法修習生の状況を考慮し給費制について検討するとあるにもかかわらず、給費制廃止に関し、第4章で述べたとおり、かかる見地はほとんど考慮されていない。このことから、原告らと現行65期司法修習生及び新64期司法修習生との間での給与の支払いがなされないという取り扱いの差異は差別に当たる。

3 小括

よって、原告らと現行65期司法修習生及び新64期司法修習生との間で、給与の支払いについて取り扱いの差異があることは差別にあたり、憲法14条1項に違反する。

第4 給費制廃止につき何ら合理性がないこと

1 総論

第2、第3で述べたとおり、給費制廃止は、原告らの給費を受ける権利を侵害し、また、現行65期及び新64期司法修習生との関係で差別的取扱いにあたる。

以下のとおり、給費制廃止の目的は専ら財政上の理由に基づくものである。そして、貸与制は、法曹養成手段として何ら合理性がなく、給費制の代替手段とはなりえない。さらに、給費制の廃止は、国家の責任放棄であり、国民の意思が給費制を廃止すべきでないということが明らかな現状において、司法制度改革の理念にすら反するものである。

このため、給費制廃止を許容する事情は一切見いだせず、給費制の廃止は違憲である。

2 給費制廃止が財政上の目的でなされたものであり不当であること

(1) 法曹養成及び司法修習は憲法上の要請であること、給費制は専念義務を前

提とした司法修習上不可欠であること、従前の給費制は司法修習生の給費を受け権利に基づくものであることは、すでに第6章で述べたとおりである。

このため、国は、司法修習生が十分な修習を行うことができるようにするという目的の下、法曹養成制度の在り方を検討し、法整備を行わなければならない。

- (2) しかし、第4章で述べたとおり、司法制度改革審議会、司法制度改革推進本部、国会いずれも、給費制廃止の論拠は司法制度改革における法科大学院、司法ネット等の司法財源に限りがあることからその財源をどうするか、ということに終始した。

そして、法曹養成のための司法修習の重要性から議論すべきであると唱えられていたにもかかわらず、これらについて十分検討されずに給費制は廃止された。

- (3) このような経緯からすると、給費制廃止は法曹養成についての考慮ではなく、財源的な問題に終始してなされたものであり不当である。

3 法曹養成手段として何ら合理性がないこと

- (1) 国は、国民の権利擁護のため、憲法上明記されている司法を担う法曹を育成する義務がある。このため、十分に司法修習生が司法修習に専念できるようにしなければならず、給費制が法曹養成に必須であること、司法修習生は準公務員として将来の司法を担う法曹になる者であり、給与の支払いをすることが当然の前提とされていたことはすでに述べたとおりである。

しかし、被告はこれらを何ら踏まえることなく給費制を廃止し、国民の権利擁護のために法曹を養成する責任を放棄し、法曹になる者へ負担を強いた。

- (2) 他方、司法修習制度は、当初は修習期間が2年間であったものが、平成11年4月採用の53期司法修習生以降は1年6カ月に、平成18年4月採用

の現行60期司法修習生以降の現行司法試験合格者は1年4カ月へと短縮された。そして、平成18年11月採用の新60期以降、新司法試験合格者の修習期間は1年に短縮された。

しかしながら、この期間短縮による法曹養成教育の不足は法科大学院における教育が補完することが前提とされており、法曹資格者に対する資格付与の水準はなんら変更されていない。したがって、司法修習生の身分保障の根幹たる給費制が廃止される合理的根拠は見いだされ得ない。

この点、司法修習生の大半は、弁護士として十分な所得を得る蓋然性があることから、貸与制によりその経済的負担緩和を図っていることをもって、差別を合理化する論理も主張されている。しかしながら、司法制度改革審議会が前提とした程、法律家への需要が増大していないことは数々の指標により今や明白になっている。

それにもまして、直視すべきは、裁判官、検察官に任官、任検した司法修習生は、公務員として職務に従事するのであり個人の才覚・努力で自らの所得を自由に増加させる余地がないことである。裁判官は、良心のみに従って司法権を行使する（憲法76条3項）。その裁判官の中の地位と資格は平等である。裁判官の中に（特に合議制の法廷において）、貸与制による借金を抱えて裁判に臨む裁判官と給費制の下で修習を終えた裁判官が同じ資格を有する裁判官として存在することは、国民から見ると奇異な現象といわざるを得ない。

- (3) また、国は、国民の生活の安全、健康といった公益を担う存在の養成機関である防衛大学校、研修医等に対し国費から育成費用を支出している。防衛大学校生は、司法修習生と同等の権利制約を受けているところ、これは国家の安全を担うための養成課程において必要であることから課されている制約である。また、研修医に対しては、かつて給与の支払いがなかった時期において、生活もままならない状況で副業を余儀なくされる状況におかれると十

分な研修に従事できず国民の医療を担う人材を育てる上で弊害となるという理由で、司法修習の給費制を参考に国費を支出することとなったものである。

- (4) さらに、給費制の廃止は、司法に対する国民の信頼を根底から揺るがす著しく不合理なものである。

すなわち、弁護士は、破産管財人や成年後見人等、国民の財産を公的に管理する職務につくことが制度上予定されている。また、公的職務につかなくとも、民事代理人として、依頼者の財産を管理・処分する職務を担当することが当然に予定されている職業である。このような職業である弁護士が、貸与制により約300万円もの借金を負っていることを国民が知った場合、弁護士、ひいては、司法に対する信頼を維持できなくなってしまう。他者の財産を管理・処分する職務を行うことが当然に予定されている弁護士が、その職業生活のスタート時点で、義務としての司法修習を受けたことに伴い必然的に約300万円もの借金を負わざるを得ない事態を内包する制度を採用して運用することは、司法に対する国民の信頼を根底から揺るがす著しく不合理なものである。

- (5) 以上より、給費制を廃止することは、将来、司法を担う準公務員である司法修習生に対し、国が法曹養成の責任を放棄するものであり、他に公益的見地から国費を支出している人材養成課程との比較上も何らの合理性がないものである。

4 給費制廃止につき何ら許容しうる論拠がないこと

- (1) 法曹は、安定的に高収入を約束されているのだから、法曹になるための費用は自己負担すべきであるということや、高収入を得る法曹に国の財源を支出することは国民の理解が得られないということが、給費制廃止の論拠とされていた。
- (2) しかし、立法時の議論において、法曹人口拡大に伴う競争激化によって収

入が不安定になることが指摘されていたとおり、弁護士の収入は激減している。国税庁の統計によれば、平成21（2009）年、東京を拠点とする弁護士1万5894人のうち、年間所得70万円以下が3割に当たる4610人となっている。さらに、原告ら新65期の司法修習修了時の弁護士未登録者数は全体の4分の1にまで落ちており、法曹として就職することすら危うい状況となっている。

- (3) また、国民的理解が得られないとの論拠につき、そもそも立法過程においては国民の声を聴く機会が設けられておらず、確証となるものはない。他方で、現在平成25（2013）年4月12日から同年5月13日に実施された「法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ」に関するパブリックコメントにおいて、3119通中、約8割の2421通が法曹養成課程における経済的支援についてのものであり、そのうちの大多数が給費制復活を求めるという内容であった。
- (4) 以上のとおり、給費制廃止についての論拠とされていた法曹の安定的高収入及び国民的理解が得られないとの事情は全く存在しておらず、給費制廃止が極めて不合理であることは明白である。

5 給費制廃止は司法制度改革の法曹養成の理念に反すること

- (1) 国は、多様な人材が法曹を目指すことができるようにし、国民により良い司法サービスを受けられるようにすることを掲げている。
- (2) しかし、多様な人材の確保という点についてみるならば、すでに述べたとおり、司法修習における給費制廃止によって、経済的事情による司法修習辞退者が激増する事態となっている。修習専念義務を前提とする司法修習に取り組むことそれ自体が困難な経済的困窮者にとっては、給費制廃止は法曹への途を閉ざすことを意味し、多様な人材確保の妨げになっていることは明白である。

そして、法曹志願者の激減状況に歯止めがかからない現状において司法を担う人材を失わせる給費制の廃止は司法制度改革の理念に真っ向から反するものであり、この点においても何ら合理性を見いだせない。

6 小括

よって、給費制廃止は、財政上の目的であり不当であること、国の責任である法曹養成手段として何ら合理性がないこと、法曹や司法修習生の経済状況及び国民の声からも許容されないものであること、司法制度改革の理念にも反する不合理なものであることは、明らかである。

第6 結語

以上のとおり、給費制を廃止し、原告らに給与のない下での司法修習を強いたことは、原告らに保障される給費を受ける権利を侵害し、また、現行65期及び新64期の司法修習生との間の不当な差別である。そして、これらについて、給費制廃止の目的、手段等には何らの合理性はなく、許容しうる論拠も存在せず、司法制度改革の理念にも反する不合理極まりないものである。

よって、給費制廃止は、違憲無効である。

第8章 平成16年改正前裁判所法による給費支払請求

第1 総論

第7章で述べたとおり，給費制を廃止した平成16（2004）年裁判所法改正行為は違憲無効であるところ，原告らは，平成16（2004）年改正前裁判所法67条2項によって給費受給権を有する地位にあるものであり，これは公法上の地位にあたる。したがって，原告らは給与の支払いを求めるものである。

第2 原告らが給費請求権を有すること

1 給費制廃止が違憲無効であることによる改正前裁判所法に基づく給費支払請求権を有すること

- (1) 給費制廃止を行った平成16年法第163号の改正行為が違憲無効であることは第7章で述べたとおりである。
- (2) そして，かかる改正行為が違憲無効となる場合，法改正は当然に効力を有しないこととなり，従前の改正前裁判所法67条2項によって，国から司法修習中に給与の支払いを受ける地位にあったということになる。

しかし，原告らは，司法修習中に国から給与を受けていないことから，国の給与の支払いがなされるまで給与の支払いを受ける地位を有するものである。そしてこれは国と原告らの公法上の法律関係であり，給費支払請求をすることができるものである。

2 改正前裁判所法による給費支払請求額について

原告らは，新65期司法修習中得られた給与額として，少なくとも従前の司法修習で得られた給与額と同等の請求権を有する。そして，その額は少なくとも237万4080円（基本給20万4200円×4か月＋19万4660

円×8ヶ月。なお、平成24年4月以降、現行65期司法修習生の給与は、公務員の賃金引き下げに伴い減額されたものである。)を下らない。

第3 小括

よって、原告らは、国に対し、平成16年12月10日法律第163号改正前の裁判所法67条2項に基づき、少なくとも237万4080円の支払請求権を有する。

第9章 国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求

第1 総論

第7章で述べたとおり，給費制廃止行為は違憲無効であるところ，以下のとおり，原告らは，給与がない状況により修習を余儀なくされたことについての損害につき，国に対し，国家賠償法1条1項による損害賠償請求権を有する。

第2 国の行為について

1 公務員の行為

本件では，以下のとおり，国が平成16年法律第163号により給費制を廃止した行為及び給費制を復活させなかった行為により，原告らが損害を被っているものであるが，これらが公務員である国会議員の立法行為であることは明らかである。

2 違法性及び過失

- (1) 給費を受ける権利は，第3章，第4章で述べたとおり，憲法上，保障されたものであり，個人の権利としてのみならず，司法制度の根幹を支え，国民の諸権利を実現する上で必要不可欠であることから，極めて重要な権利である。そして，国には，憲法上及び歴史沿革上，国民の権利擁護のための法曹養成を担うものとして，司法修習生が司法修習に十分専念できるようにする注意義務があり，国が司法修習生の給費を受ける権利を侵害してはならないことは明らかである。
- (2) 本件において，憲法上保障された給費を受ける権利は，平成16年法律第163号により給費制が廃止されたことで，侵害されたことは明らかである。そして，国は，平成16（2004）年12月10日の裁判所法改正時，法曹になる過程での経済的負担が増加し，また，法曹人口拡大に伴

う競争激化によって収入が不安定になることにより、法曹志願者が経済的理由等で法曹になることを断念する危険があることを明確に認識していた。

しかし、国は、これらについて重要視せずに、裁判所法改正による給費制を廃止したものであり、給費制廃止により原告ら司法修習生へ給与が支払われない状況になることも当然認識していた。

- (3) また、国は、平成16年法律第163号により給費を受ける権利が侵害されたことを認識したものであるため、立法措置を講ずることにより給費制を復活させることが必要不可欠なことは明白であった。加えて、平成22（2010）年11月26日の裁判所法改正の際、昨今の法曹志望者が置かれている厳しい経済状況、及びこれらによって法曹志願者が激減している状況にかんがみ、有為で多様な人材が経済的理由から法曹になることを断念することがないように、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことが緊要な課題となっていることを十分認識していたものである。それにもかかわらず、国会は、平成22（2010）年11月26日の裁判所法改正において、給費制の廃止を1年間延期することにとどめ、根本的に給費制を復活させることをしなかった。

そして、それ以降法曹の経済的状況はさらに悪化し、法曹志願者が激減していることが明白であるにもかかわらず、被告は、給費制を復活させなかったものである。

3 小括

そうすると、国は憲法上要請される給費制について、給費制廃止に何ら許容性がないことを明確に認識しながら、給費制を廃止し、その後も給費制を復活させなかったものであり、国の行為が違法であり過失があったことは明らかである。

第3 国の行為による原告の損害について

1 逸失利益

原告らは、平成16年裁判所法改正による給費制廃止、又はそれ以後も給費制復活をしないという立法不作為により、給費相当額を得られなくなるという損害を被っている。

その額は少なくとも237万4080円（基本給20万4200円×4か月＋19万4660円×8ヶ月）を下らない。

2 慰謝料

原告らは、給費制が廃止されたことによって、修習専念義務の下での権利制約を受けつつ、極めて過密な日程で法曹実務に携わりながら修習をしていたにもかかわらず、何ら司法修習に取り組む上での保障がない状況で修習を強いられたものである。

このような状況下において、原告らには司法修習に取り組むことそれ自体に支障を生じさせ、心身の健康を害するといった弊害が生じており、原告らに生じた精神的損害は少なくとも100万円を下らない

3 因果関係

国の行為によって、原告らは給与を得られなくなったものであり、かかる状況下における司法修習により、給費相当額の金銭が得られず心身ともに過酷な状況に置かれたことによる精神的損害が生じたことは明白である。

4 小括

以上のとおり、原告らは、国の行為によって逸失利益及び慰謝料として少なくとも金337万4080円の損害を受けたものである。

第4 結語

よって、原告らは、国に対し、国家賠償法1条1項により、少なくとも337万4080円の損害賠償請求権を有するものである。

第10章 まとめ

よって、原告らは、被告に対し、給費制廃止行為の違憲無効による改正前裁判所法67条2項に基づく給費支払請求権及び平成16年裁判所法改正行為又は同年以降給費制を復活しなかった不作為に対する国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求権として、337万4080円のうち各1万円の請求を求める次第である。

以上